

公 告

大規模小売店舗立地法第8条第1項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により、令和8年3月23日付け公告に係る大規模小売店舗について次のとおり山口市から意見を聴きました。

当該意見は、令和8年9月4日から同年10月5日までの間、山口県産業労働部経営金融課及び山口市商工振興部ふるさと産業振興課において公衆の縦覧に供します。

令和8年9月4日

山口県知事 村 岡 嗣 政

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称	（仮称）スーパーセンタートライアル山口小郡店
所在地	山口市陶11170の1

2 意見の概要

騒音に係る事項及び生活環境保全について配慮を求める。